

医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業に関するご質問と回答

(令和8年4月2日時点の情報であり、回答内容を変更する可能性があります)

項	質問	回答
1	補助の対象となる条件は	重点医師偏在対策支援区域内の病院及び診療所が対象となります。
2	令和8年度の活用意向調査は今回限りか	令和8年4月2日時点においては、未定です。
3	何回でも申請できるのか	令和9年度以降の当該事業に係る国の予算措置が未定であることから、不明です。
4	事業における補助対象の基準は	国の内示後に着手(発注)をした事業に限ります。既に工事を着手(発注)、完了している事業は補助対象外です。また、施設整備については、令和9(2027)年3月31日までに施行が完了した部分までが対象です(出来高払い)。令和9年度分にかかる事業費の補助については未定です。
5	国の内示はいつ頃予定されるか	国は6月末頃の予定としています。但し、今後(調査発送時以降)、変更があり得る、とのことです。
6	上限額及び下限額は	基準額(様式2により算出する対象経費分の面積×単価)が上限額となります。下限額の設定はありません。